

木造住宅耐震診断事業
住宅の健康診断を行う事業です。
木造住宅の耐震診断の補助を活用しましょう！

戸建て住宅であり、平成12年5月31日以前に
着工され完成していますか？

NO

補助対象外です。

Yes

補助対象住宅の所有者ですか？
本人が死亡している場合は、相続人代表
または納税管理人ですか？

NO

補助対象外です。

Yes

申請者及び申請者の家族に、税及び使用
料等の滞納はありませんか？

NO

補助対象外です。

Yes

暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴
力団員と密接な関係ではありませんか？

NO

補助対象外です。

Yes

耐震診断の結果、耐震性がないと判定された場合は？

補助対象となる、住宅です。
詳しくは、木城町役場 環境整備課
までお問い合わせください。
建築係 TEL：0983-32-4729

耐震診断の結果、住宅の改修・建替え・除却等をお
考えの場合は、補助制度がありますのでご相談くだ
さい。

【要件】

- ※住宅の所有者であること。
- ※対象住宅に現に居住していること又は居住するこ
とが確実であること。

木造住宅耐震診断事業

【要件】

- ※補助対象住宅の所有者であること。
- ※本人が死亡している場合は、相続人代表または納税管理人であること。

木造住宅耐震診断事業は、住宅の上部構造評点が1.0以上であるかを判断するための事業です。

【上部構造評点1.0以上：一応倒壊しない】

戸建て住宅であり、昭和56年5月31日以前に着工され完成していること。



自己負担6千円が必要ですが、宮崎建築住宅センターの助成金申請できるため、自己負担は無料となります。

戸建て住宅であり、昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前に着工され完成していること。



自己負担6千円が必要です。

木造住宅耐震改修総合支援事業

【要件】

- ※住宅の所有者であること。
- ※対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること。

木造住宅耐震改修総合支援事業とは、住宅の上部構造評点が1.0未満の場合、評点を1.0以上とするための事業です。

【上部構造評点1.0以上：一応倒壊しない】

※耐震に関わる改修工事費の補助であり、リフォーム費用は含みません。

戸建て住宅であり、昭和56年5月31日以前に着工され完成していること。



工事費の80%最高100万円を補助します。
【例125万円×80%=100万円】
※設計費は自己負担です。

戸建て住宅であり、昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前に着工され完成していること。



工事費の50%最高30万円を補助します。
【例60万円×50%=30万円】
※設計費は自己負担です。

安全住宅建替え等支援事業

【要件】

- ※住宅の所有者であること。
- ※対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること。
- ※除却費・建替え費、両方の補助申請はできません。

除却事業：対象住宅に現に居住していること。

建替え事業：対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること。

戸建て住宅であり、昭和56年5月31日以前に着工され完成していること。

除却事業



耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅を除却し耐震性のある住宅に移り住む場合に除却費の23%最高34万5千円を補助します。
【例150万円×23%=34万5千円】

建替え事業



耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅を耐震性のある住宅に建替える場合に建替え費の23%最高38万円を補助します。
【例165万円×23%=38万円】

詳しくは、木城町役場 環境整備課までお問い合わせください。

建築係 TEL：0983-32-4729

その他、こどもみらい住宅支援事業による、リフォーム補助金もあります。詳しくは、ホームページをご確認ください。

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>